

国見町立小中学校の耐震化状況について

平成21年 4月

国見町教育委員会

平成20年6月、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する小中学校等の校舎等について、耐震診断の実施と公表が義務付けられました。

平成20年度中に終了した、町内小中学校等の耐震診断結果を公表いたします。

診断の対象となる建物

新耐震基準以前に建築された非木造の2階建て以上、または非木造の延べ面積200㎡超の建物

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年国土交通省告示第184号)

Is < 0.3

地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

0.3 Is < 0.6

地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある

0.6 Is

地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

小中学校等の耐震診断結果（総括：平成20年度末）

	棟数	旧耐震 基準	補強工事		新耐震 基準	
			必要	補強・改 修済み		補強工事 不要
小学校	6	4	3	1	1	2
中学校	2	1	1	0	0	1
幼稚園	2	0	0	0	0	2
合計	10	5	4	1	1	5

新耐震基準とは

昭和 56 年の建築基準法（施行令）の改正により、現行の新耐震基準が施行されました。新耐震基準の建物は震度 6 強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっています。昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されています。

耐震診断

耐震診断は、新耐震基準施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものです。診断の結果は I_s 値等の数値で示され、構造耐震指標（ I_s 値）が 0.6 未満の場合は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）とされています。

I_s 値

I_s 値（構造耐震指標）とは耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、 I_s 値 0.6 以上で耐震性能を満たすとされていますが、文部科学省は学校では 0.7 以上に補強するよう求めています。 I_s 値 0.3 未満は大規模な地震（一般的に震度 6 強程度）により倒壊の危険性が高い建物とされています。

耐力度調査

耐力度調査は、老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の 3 点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものです。

耐力度調査による耐力度点数は建物の危険な状態の度合いを示し 4,500 点未満は文部科学省の改築の要件となっています。